

不審電話に関する事例

事案①

10月8日（火）、被保険者宅（78歳、女性）に「累積医療費の払戻しがあり、書類を送ったが、まだ、届いていない。9月30日が期限となっているが、信用金庫や郵便局では手続きが出来ないが、銀行なら出来る。」との電話があった。

被保険者本人が、宮崎銀行に口座があると伝えたところ、5分後に宮崎銀行から電話があると言われ、電話は切れた。

5分後に宮崎銀行本店の職員を名乗る者から電話があり、携帯電話を持って、ファミリーマートかローソンに行くよう指示された。携帯電話を持っていないと伝えたところ、「友達から借りることは出来ないか。」などと聞かれ不審に思い、友人に相談したところ不審電話ではないかと言われ、医療費通知の封筒に記載してあった当広域連合へ問い合わせがあり判明した（10月9日）。

払戻しの手続きでコンビニエンスストアを案内することはない旨を伝えた。

振込は行っていないとのこと。

事案②

10月9日（水）14時頃、市役所職員を名乗る者から「5年間の医療費の払戻しが4万いくらかあり、書類を送ったが、まだ、届いていない。」との電話があった。「高額療養費については、何度か貰っているので医療費の払戻しはないはずだ。」と話したところ、「それとは別に払戻しがある。」と言われ、取引のある金融機関を聞かれ、「宮崎銀行」と答えると、「カードは持っているか。」と聞かれた。「カードは持っていない。」と答えると、「カードを持っている金融機関はあるか。」と聞かれた。「郵便局にはある。」と答えると、「郵便局が可能かどうか確認を行う。」と言われ電話が切れた。

カードの有無を聞かれたり、金融機関を限定されていることを不審に思い、当広域連合へ電話があり判明した（10月9日）。

それ以降は、電話はかかってきていないとのこと。

高額療養費については、既に申請があるので、申請書等は送付をしていない事を伝えた。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0985-62-0921（業務課）